

いじめ防止対策（いじめ防止対策学校基本方針）

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号）

本校では、すべての教職員が「いじめはどの子供にも、どの学校にも、起こりうる」との危機意識をもち、教職員一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、学校全体でいじめ防止対策（未然防止・早期発見・早期解決）に取り組み、いじめを根絶する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導の視点から

- ① すべての児童に対し、いじめの未然防止に学校全体で取り組む。
- ② 地域・家庭と一体となって取組を推進するため普及啓発を行う。
- ③ 日々の挨拶や声かけ、励まし、賞賛、対話、授業や行事等を通した一人一人や集団への働きかけを大切にする。
- ④ 学習指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに努め、温かい人間関係の土台を築くようにする。

(2) 即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導の視点から

- ① 始業前、授業、休み時間、給食、掃除時間、下校時等、児童と触れ合う時間を確保し、児童の些細な変化に気付く鋭敏な目と耳と心で、心のサインを鋭く感知する。
- ② 教職員の目が行き届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装ったりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、対応に当たる。
- ③ 些細な兆候を見逃さず、いじめではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知する。
- ④ 児童、保護者への年3回のアンケート調査や教育相談の実施、学校外の相談機関の周知等とともに、気軽に児童が相談できる雰囲気づくりに努め、相談体制の充実を図る。
- ⑤ 教職員は、問題を一人で抱え込まず、すぐに学年主任に伝えるなど、日常的に情報を共有し、対応についてチームで検討する。

(3) いじめへの対処

- ① いじめられた児童の安全を確保し、寄り添い支える体制づくり
- ② 正確な事実の聴き取り “いじめの真実の把握を徹底的に行う”
- ③ 保護者への連絡
- ④ いじめを見ていた児童への指導
- ⑤ 市教委等への報告・連絡
- ⑥ 犯罪行為としてのいじめ
- ⑦ 地域や家庭との連携
- ⑧ 関係機関との連携

(4) いじめ防止にかかわる校内研修の推進

いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットやSNSを介して行われるいじめの現状と対策等について研修を行う。

(5) いじめ問題に取り組むための校内組織

- ① 生徒指導委員会
- ② いじめ防止対策推進委員会